

新旧対照表

【沖縄振興特別措置法に基づく自由貿易地域等の取扱いについて（平成 14 年 3 月 31 日財関第 254 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>沖縄振興特別措置法に基づく<u>国際物流拠点産業集積地域</u>の取扱いについて</p> <p>沖縄振興特別措置法における<u>国際物流拠点産業集積地域</u>の指定の趣旨にかんがみ、<u>国際物流拠点産業集積地域</u>における保税地域の取扱いを下記のとおり定め、<u>平成 24 年 4 月 1 日</u>から実施することとしたので了知されたい。</p> <p>この場合において、この通達に定めのないものについては、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）その他関税関係通達の定めるところによる。</p> <p>なお、この通達の実施に伴い、「沖縄振興開発特別措置法に基づく自由貿易地域の取扱いについて（昭和 63 年 6 月 9 日蔵関第 579 号）」は廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>（関係法令等の略称）</p> <p>0-1 この通達における関係法令等の略称は、それぞれ次による。</p> <p>(1) 関税法（昭和 29 年法律第 61 号）…法 (2) 関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）…令 (3) 関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）…関基 (4) 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）…沖振法 (5) 沖縄振興特別措置法施行令（平成 14 年政令第 102 号）…沖振令</p> <p>（用語の意義）</p> <p>0-2 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「施設等」とは、<u>国際物流拠点産業集積地域</u>内の土地又は建設物その他の施設をいう。 (2) 「認定事業者」とは、沖振法第 43 条第 1 項に規定する主務大臣（内閣総理大臣及び経済産業大臣をいう。以下同じ。）の認定を受けた者をいう。 (3) 「保税蔵置場等」とは、<u>法第 42 条第 1 項に規定する保税蔵置場</u>、<u>第</u></p>	<p>沖縄振興特別措置法に基づく<u>自由貿易地域等</u>の取扱いについて</p> <p>沖縄振興特別措置法における<u>自由貿易地域及び特別自由貿易地域</u>（以下「自由貿易地域等」という。）の指定の趣旨にかんがみ、<u>自由貿易地域等</u>における保税地域の取扱いを下記のとおり定め、<u>平成 14 年 4 月 1 日</u>から実施することとしたので了知されたい。</p> <p>この場合において、この通達に定めのないものについては、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）その他関税関係通達の定めるところによる。</p> <p>なお、この通達の実施に伴い、「沖縄振興開発特別措置法に基づく自由貿易地域の取扱いについて（昭和 63 年 6 月 9 日蔵関第 579 号）」は廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>（関係法令等の略称）</p> <p>0-1 この通達における関係法令等の略称は、それぞれ次による。</p> <p>(1) 関税法（昭和 29 年法律第 61 号）…法 (2) 関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）…令 (3) 関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）…関基 (4) 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）…沖振法 (5) 沖縄振興特別措置法施行令（平成 14 年政令第 102 号）…沖振令</p> <p>（用語の意義）</p> <p>0-2 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「施設等」とは、<u>自由貿易地域等</u>内の土地又は建設物その他の施設をいう。 (2) 「認定事業者」とは、沖振法第 43 条第 1 項に規定する主務大臣（内閣総理大臣及び経済産業大臣をいう。以下同じ。）の認定を受けた者をいう。 (3) 「保税蔵置場等」とは、保税蔵置場（<u>関税法（昭和 29 年法律第 61 号</u></p>

新旧対照表
【沖縄振興特別措置法に基づく自由貿易地域等の取扱いについて（平成 14 年 3 月 31 日財関第 254 号）】
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>56 条第 1 項に規定する保税工場、第 62 条の 2 第 1 項に規定する保税展示場又は第 62 条の 8 第 1 項に規定する総合保税地域をいう。</p> <p><u>(指定保税地域とみなす場合の取扱い)</u></p> <p><u>1-1 沖振法第 45 条第 1 項の規定により、施設等を指定保税地域とみなす場合の取扱いについては、次による。</u></p> <p><u>(1) 指定保税地域とみなす施設等の確認は、沖振法第 42 条第 1 項、第 4 項又は第 5 項に規定する主務大臣からの協議があった際に併せて行う。</u></p> <p><u>(2) 上記(1)により確認を行った施設等が国際物流拠点産業集積地域に指定されたとき、又は指定保税地域とみなす施設等の範囲が変更されたときは、直ちに、当該指定後又は変更後に指定保税地域とみなす施設等の範囲を、後記 1-3(2)の規定に準じて公告する。</u></p> <p><u>ただし、指定後又は変更後に指定保税地域とみなす施設等の範囲が、沖振令第 24 条第 3 項に規定する公告により明らかである場合は、これを省略して差し支えない。</u></p> <p><u>(指定保税地域とみなさない施設等の具体的範囲)</u></p> <p><u>1-2 沖振令第 24 条第 1 項に規定する指定保税地域とみなさない施設等の具体的範囲については、次による。</u></p> <p>(1) 「国又は地方公共団体が使用する管理用施設」には、税関事務所、植物検疫所、動物検疫所及び沖縄県の管理事務所のほか、守衛室、管理用機械室等の施設を含む。</p> <p>(2) 「事業を行う者が使用する事務所」には、事務所のほか、当該事業を行う者が備品倉庫等として使用する施設を含む。</p> <p>(3) 「沖縄地区税関長が関税法の適正な実施を確保する上で必要と認め指定する施設等」とは、沖縄地区税関長が、<u>外国貨物の積卸し若しくは運搬をし、又はこれを一時置くことができる場所とすることが取締り上適当でない</u>と認めた施設等（例えば、食堂、自動販売機コーナー等の厚生施設）をいう。</p>	<p><u>) 第 42 条第 1 項に規定する許可を受けた場所又は法第 50 条第 1 項に規定する届出を行った場所をいう。)、保税工場 (関税法第 56 条第 1 項に規定する許可を受けた場所又は法第 61 条の 5 第 1 項に規定する届出を行った場所をいう。)、第 62 条の 2 第 1 項に規定する保税展示場又は第 62 条の 8 第 1 項に規定する総合保税地域をいう。</u></p> <p><u>(指定保税地域とみなさない施設等の具体的範囲)</u></p> <p><u>1-1 沖振令第 24 条第 1 項《除外される施設等》の規定による指定保税地域とみなさない施設等の具体的範囲については、次による。</u></p> <p>(1) 「国又は地方公共団体が使用する管理用施設」には、税関事務所、植物検疫所、動物検疫所及び沖縄県の管理事務所のほか、守衛室、管理用機械室等の施設を含む<u>ものとする。</u></p> <p>(2) 「事業を行う者が使用する事務所」には、事務所のほか、当該事業を行う者が備品倉庫等として使用する施設を含む<u>ものとする。</u></p> <p>(3) 「沖縄地区税関長が関税法の適正な実施を確保する上で必要と認め指定する施設等」とは、<u>上記(1)及び(2)の施設等以外の施設等で、沖縄地区税関長が取締り上外国貨物の積卸し若しくは運搬をし、又はこれを一時置くことができる場所とすることが適当でない</u>と認めたもの（例えば、食堂、自動販売機コーナー等の厚生施設）をいう<u>ものとする。</u></p>

新旧対照表

【沖縄振興特別措置法に基づく自由貿易地域等の取扱いについて（平成 14 年 3 月 31 日財関第 254 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(指定保税地域とみなさない施設等の指定等)</p> <p>1-3 <u>沖振令第 24 条第 1 項第 4 号に規定する指定保税地域とみなさない施設等の指定等</u>については、次による。</p> <p>(1) 同条第 2 項に規定する指定又はその変更をしようとする施設等の管理者及び主務大臣との協議は、「<u>国際物流拠点産業集積地域内の指定保税地域とみなさない施設等の指定（の変更）について（協議）</u>」（別紙様式）により行う。<u>この場合において、協議内容については、将来において紛争等が生じる余地のないようその要点を明確に記載し、あらかじめ、本省（監視課）に報告する。</u></p> <p>(2) 同条第 3 項に規定する公告は、<u>必要に応じて図面等を付した上で、次に掲げる事項を、税関の見やすい場所に掲示することにより行う。</u></p> <p>イ 指定の公告</p> <p>(イ) <u>国際物流拠点産業集積地域の名称</u></p> <p>(ロ) 所在地</p> <p>(ハ) 区域</p> <p>(ニ) 面積</p> <p>(ホ) <u>指定後における指定保税地域とみなす施設等の範囲</u></p> <p>(ヘ) <u>指定期間（当分の間、指定の変更予定がない場合は、指定年月日）</u></p> <p>ロ 指定変更の公告</p> <p>(イ) <u>国際物流拠点産業集積地域の名称</u></p> <p>(ロ) 所在地</p> <p>(ハ) 変更後の区域</p> <p>(ニ) 変更後の面積</p> <p>(ホ) <u>変更後における指定保税地域とみなす施設等の範囲</u></p> <p>(ヘ) <u>変更後の指定期間（当分の間、指定の変更予定がない場合は、変</u></p>	<p>(指定保税地域とみなさない施設等の指定又はその変更に関する手続)</p> <p>1-2 <u>沖振令第 24 条第 1 項第 4 号《除外される施設等》の規定により沖縄地区税関長が行う指定保税地域とみなさない施設等の指定又はその変更に関する手続</u>については、次による。</p> <p>(1) 同条第 2 項《<u>指定又はその変更のための協議</u>》の規定による施設等の管理者及び主務大臣との協議は、「<u>自由貿易地域・特別自由貿易地域内の指定保税地域とみなさない施設等の指定（の変更）について（協議）</u>」（様式第 1 号）により行うものとし、<u>協議内容については、将来における紛争等の余地の生ずることのないようその要点を明確に記載するものとする。</u></p> <p><u>なお、協議内容については、あらかじめ、本省（監視課）に報告するものとする。</u></p> <p>(2) 同条第 3 項《<u>指定又はその変更の公告</u>》の規定による公告は、<u>令第 86 条の 2 本文《公告の方法》の規定に準じ、税関の見やすい場所に掲示して行うものとし、当該公告の内容は、次のとおりとする。この場合において、必要があると認めるときは、所要の図面を付するものとする。</u></p> <p>イ <u>指定をした場合の公告の内容</u></p> <p>(イ) <u>自由貿易地域等の名称</u></p> <p>(ロ) 所在地</p> <p>(ハ) 区域</p> <p>(ニ) 面積</p> <p>(ホ) <u>指定の期間（当分の間指定の変更の予定がない場合は、指定の年月日）</u></p> <p>ロ <u>指定の変更をした場合の公告の内容</u></p> <p>(イ) <u>自由貿易地域等の名称</u></p> <p>(ロ) 所在地</p> <p>(ハ) 変更後の区域</p> <p>(ニ) 変更後の面積</p> <p>(ホ) <u>指定の変更の年月日</u></p>

新旧対照表

【沖縄振興特別措置法に基づく自由貿易地域等の取扱いについて（平成 14 年 3 月 31 日財関第 254 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>更年月日)</p> <p>(認定事業者に対する保税蔵置場等の許可)</p> <p>2-1 <u>沖振法第 45 条第 3 項に規定する認定事業者に対する保税蔵置場等の許可については、次による。</u></p> <p>(1) <u>認定事業者に対して保税蔵置場等の許可を行う際の審査は、沖振法第 43 条第 2 項に規定する主務大臣からの協議があった際に併せて行う。</u></p> <p>(2) <u>法第 56 条第 1 項に規定する保税工場の許可については、製品の積戻しを行う予定がない工場であっても、許可を行って差し支えない。また、原則として、法第 61 条の 2 第 1 項に規定する税関長の指定を行った上で、保税工場の許可を行うこととする。</u></p> <p>(3) <u>保税蔵置場等の許可申請又は法第 50 条第 1 項若しくは法第 61 条の 5 第 1 項の届出（以下「届出蔵置場等の届出」という。）に際し、認定事業者から沖振法第 43 条第 1 項に規定する認定に係る認定書の写しが提出された場合は、令第 35 条第 2 項（令第 50 条の 2 及び第 51 条の 8 において準用する場合を含む。）、第 41 条第 2 項、第 50 条の 3 第 2 項又は第 51 条の 9 第 2 項に規定する申請書又は届出書の添付書類の添付を省略させて差し支えない。</u></p> <p>(4) <u>認定事業者から保税蔵置場等の許可申請又は届出蔵置場等の届出があったときは、当該申請又は届出の内容と上記(1)の審査内容とが相違している場合を除き、直ちに許可又は受理をする。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(保税蔵置場等の許可に係る審査及びその許可の方針)</p> <p>2-1 <u>認定事業者の保税蔵置場等の許可に係る審査及びその許可の方針については、次による。</u></p> <p>(1) <u>保税蔵置場等の許可に関する法第 43 条各号（法第 61 条の 4 及び第 62 条の 7 において準用する場合を含む。）、関税法施行規則（昭和 41 年財務省令第 55 号）第 4 条の 2（同規則第 4 条の 7 において準用する場合を含む。）又は法第 62 条の 8 第 2 項各号に掲げる要件に該当するか否かの審査については、主務大臣が沖振法第 43 条第 2 項の規定に基づき行う関係行政機関の長との協議の際、併せて行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>認定事業者から保税蔵置場等の許可申請が行われた場合は、当該許可申請の内容が上記(1)の審査の際の内容と相違しているときを除き、直ちに許可を行うものとする。また、認定事業者から法第 50 条第 1 項又は法第 61 条の 5 第 1 項の届出の提出があった場合は、当該届出の内容が上記(1)の審査の際の内容と相違しているときを除き、直ちに受理をするものとする。</u></p> <p>(保税蔵置場等の許可申請書に添付すべき書類の取扱い)</p> <p>2-2 <u>認定事業者の保税蔵置場等の許可申請又は法第 50 条第 1 項若しくは法第 61 条の 5 第 1 項の届出に際し、沖振法第 43 条第 1 項の規定による認定に係る認定書の写しが提出された場合には、令第 35 条第 2 項本文（令第 50 条の 2 及び第 51 条の 8 において準用する場合を含む。）、令第 41 条第 2 項本文、令第 50 条の 3 第 2 項本文又は令第 51 条の 9 第 2 項本文の規定により許可申請書又は届出書に添付することとされている書類の添付は、令第 35 条第 2 項ただし書（令第 50 条の 2 及び第 51 条の 8 において準用する場合を含む。）、令第 41 条第 2 項ただし書、令第 50 条の 3 第 2 項ただし書又は令第 51 条の 9 第 2 項ただし書の規定によ</u></p>

新旧対照表
【沖縄振興特別措置法に基づく自由貿易地域等の取扱いについて（平成 14 年 3 月 31 日財関第 254 号）】
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(削除)	<p><u>り、省略させて差し支えない。</u></p> <p><u>(保税蔵置場等の許可の期間の更新の手続等)</u></p> <p><u>2-3 法第 42 条第 2 項ただし書（法第 61 条の 4 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の規定に基づく保税蔵置場等の許可期間の更新の手続等については、次による。</u></p> <p><u>(1) 許可期間の更新の手続等については、関基 42-12 の規定に準ずるものとするが、添付書類については、特に必要とされるものに限るものとする。</u></p> <p><u>(2) 更新期間については、沖振法附則第 2 条第 1 項に規定する日（平成 24 年 3 月 31 日）までの期間内において、沖縄地区税関長が適当と認める期間として差し支えない。</u></p>
(削除)	<p><u>(保税工場の取扱い)</u></p> <p><u>2-4 認定事業者の保税工場の取扱いについては、次による。</u></p> <p><u>(1) 当該保税工場の許可については、製品の積戻しが予定されていない工場についても許可を行って差し支えない。</u></p> <p><u>(2) 当該保税工場については、原則として法第 61 条の 2 《指定保税工場の簡易手続》の規定による指定保税工場として指定を行うものとする。</u></p>
<p><u>(貨物の収容能力の増減等の届出)</u></p> <p><u>2-2 法第 44 条第 1 項（法第 61 条の 4、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）に規定する税関への届出については、<u>貨物の収容能力の増加分が、現に保税蔵置場等として利用している施設等の収容能力を超える場合であっても、これを受理して差し支えない。</u></u></p>	<p><u>(貨物の収容能力の増加についての取扱い)</u></p> <p><u>2-5 法第 44 条第 1 項（法第 61 条の 4、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の規定による貨物の収容能力の増加に関する取扱いについては、<u>保税蔵置場等として利用しようとする施設等の貨物の収容能力が既に許可をした保税蔵置場等の収容能力を超えるものであっても、関基 44-1 の(2)の規定にかかわらず、届出により処理することとして差し支えない。</u></u></p>
<p><u>(外国貨物の減却に係る包括承認)</u></p> <p><u>3-1 法第 45 条第 1 項（法第 61 条の 4、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）に規定する外国貨物の減却の承認については、<u>申請者、貨物、方法及び場所が同一である減却を恒常的に行う</u></u></p>	<p><u>(貨物の減却に係る包括承認)</u></p> <p><u>3-1 法第 45 条第 1 項ただし書（法第 61 条の 4、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の規定による貨物の減却の承認については、<u>恒常的に減却貨物の発生があり、減却に係る申請者、貨</u></u></p>

新旧対照表

【沖縄振興特別措置法に基づく自由貿易地域等の取扱いについて（平成 14 年 3 月 31 日財関第 254 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>場合であって、かつ、取締り上支障がないと認めるときは、<u>減却しようとする外国貨物が蔵置されている保税蔵置場等の許可期間の範囲内において、包括的に行って差し支えない。</u></p> <p>（包括保税運送の承認）</p> <p>4 - 1 <u>国際物流拠点産業集積地域内の保税地域相互間又は同地域内の保税地域と沖縄地区税関が管轄する保税地域（法第 30 条第 1 項第 2 号の規定により税関長が指定した場所を含む。）相互間で行われる外国貨物の運送については、法第 63 条第 1 項に規定する保税運送の承認を一括して行うことができる。</u></p> <p>（削除）</p>	<p><u>物、方法及び場所が一定している場合であって、かつ、沖縄地区税関長が取締り上支障がないと認めるときは、保税蔵置場等の許可期間内の減却について包括的に承認を行って差し支えない。</u></p> <p>（包括保税運送の取扱い）</p> <p>4 - 1 <u>自由貿易地域等内の保税地域相互間又は自由貿易地域等内の保税地域と沖縄地区税関の管轄区域内にある保税地域（他所蔵置場所を含む。）相互間で行われる外国貨物の運送については、外国貿易船から直接運送される貨物（令第 15 条第 1 項第 2 号（積卸について呈示しなければならない書類））に規定する船卸票が発給される貨物を除く。）を除き、<u>包括保税運送により行うことができるものとする。</u></u></p> <p>（専用展示場の取扱い）</p> <p>5 - 1 <u>沖振法第 45 条第 1 項《指定保税地域等》の規定により指定保税地域とみなされる施設等のうち、施設の管理者又は所有者が専ら貨物の展示を目的とするものとして区画した部分（以下「専用展示場」という。）の取扱いについては、次による。</u></p> <p><u>(1) 専用展示場において、輸出入に関係のない内国貨物の展示を行う場合には、専用展示場利用届出書（様式第 2 号）をあらかじめ税関に提出するものとする。</u></p> <p><u>(2) 専用展示場において、展示物品又はこれと同種の物品（輸入物品の場合は、輸入の許可を受けたものに限る。）の小売販売を行う場合には、小売販売届出書（様式第 3 号）をあらかじめ税関に提出するものとする。</u></p>